

徳島県救急搬送支援システム開発業務委託
公募型プロポーザル実施要領

徳島県救急搬送支援システム開発業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するので参加者を募集する。

1 業務の概要

- (1) 徳島県救急搬送支援システム開発業務
- (2) 業務内容
別添「徳島県救急搬送支援システム開発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託費の上限額
金297,500千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
※本金額は開発・導入業務を対象とし、運用開始後の運用保守費用は含まない。

2 参加資格

参加を希望する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。
- (6) 特定の政治家活動又は宗教活動を主たる目的とする法人、公序良俗に反する法人等適当でないと認められる者でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 成年被後見人又は被補佐人
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (8) 都道府県または市区町村にて導入実績があること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年3月6日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年4月14日（火）
質問書の提出期限	令和8年3月23日（月）
企画提案の提出期限	令和8年4月14日（火）
選定委員会（プレゼンテーション等）	令和8年4月下旬
選定の結果の通知・公表	令和8年5月中旬

4 参加表明書の提出

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）を各1部作成し、持参又は郵送（書留や特定記録等の追跡可能な郵送方法に限る。）により提出すること。

(1) 受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年4月14日（火）まで（土日・祝日を除く）
午前9時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先

「11 応募及び問合せ先」と同じ

(3) 参加資格審査

参加表明書の提出があった者について、「2 参加資格」に基づき、参加資格の審査を行う。結果は、参加表明書記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。

5 質問及び回答

質問は、質問書（様式3）を作成し、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。（なお、提出後速やかに、電話にて担当者に提出した旨を伝えること。）

(1) 受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月23日（月）まで（土日・祝日を除く）
午前9時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先

「11 応募及び問合せ先」と同じ

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者及び受付期間内に参加表明書を提出した全ての者に対し、電子メールにより行う。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、仕様書の内容を踏まえ、(3)の提出書類を各12部（正本1部、副本11部）作成し、持参又は郵送（書留や特定記録等の追跡可能な郵送方法に限る。）により提出すること。

なお、見積書については、「徳島県知事」宛の見積書に代表者印を押印（正本）の上、提出すること。

(1) 受付期間

令和8年3月6日(金)から令和8年4月14日(火)まで(土日・祝日を除く)
午前9時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先

「11 応募及び問合せ先」と同じ

(3) 提出書類

- ア 会社概要書
- イ 業務実績
- ウ 業務実施体制
- エ 企画提案書
- オ 見積書(構築費、運用保守費)

7 契約候補者の選定方法

徳島県救急搬送支援システム委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、プレゼンテーションを伴う選定委員会の実施により、企画提案の審査を行う。

(1) プレゼンテーション(選定委員会)

選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)に対し、提出した企画提案書等(提案書とは別に補足資料を用いて説明も可)を元にプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションには、「8 評価基準」のうち、基本機能やレイアウト、操作性等への評価を補完するため、カスタマイズする前の既存パッケージシステム等を使ったデモンストレーションを含めること。

救急現場の過酷な環境下や、移動中の車内における入力負荷を軽減するため、音声入力やOCR(カメラでの文字読み取り)等の最新技術を用いた提案がある場合は、付加価値として高く評価する。

(2) 契約候補者の決定

選定委員会が「8 評価基準」に基づき評価し、最も高い提出者を契約候補者に決定する。ただし、評価点が1, 620点以下の場合は、契約候補者とししない。

(3) 選定結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに全ての提出者に文書で通知するとともに、契約候補者の名称を徳島県ホームページで公表する。

(4) 注意事項

- ア 提出者は他の提出者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- イ プレゼンテーションは非公開とする。
- ウ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合、審査の対象外とすることができる。
- エ プレゼンテーションへの出席者については、事前にメールにて報告すること。
- オ プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり45分を予定
- カ プレゼンテーションにおいて、補足資料を用いて説明する場合は、当日当該補足資料を12部用意すること。
- キ 提出者が多数の場合には、説明時間を変更する場合がある。
- ク 提出者が1者の場合には、総合的に評価して最優秀提案者としての適否を判断

する。

ケ 審査結果によっては、いずれの提出者も契約候補者に選定しないことがある。

コ プレゼンテーションの正式な開催日時、開催場所等の詳細は別途通知する。

サ 独自機能の提案は可能とするが、それに伴い、保守管理費用等が高額にならないようにすること。

8 評価基準

(1) 評価の方法

企画提案の評価（評価点）は、各選定委員の採点による「審査点」の合計とする。

評価点（2, 700点）＝審査点（300点×9人）

(2) 審査点

別紙評価項目に基づき、選定委員が採点し、その合計を審査点とする。

9 契約手続

(1) 契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と県が提案内容に基づいて契約内容についての協議等を行い、合意した場合に契約を締結する（協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある）。

(2) 契約候補者と県との間で協議が整わない等、契約締結に至らない場合は、その選定を取り消すこととする。その場合は、評価点が次点の提出者を契約候補者に選定し、契約内容についての協議を行い、契約を締結するものとする。

10 その他

(1) 提出書類に係る事項

ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限後は返却しない。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の審査以外に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 企画提案書は、1参加者につき1件とする。

オ 提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

(2) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格となる。

ア 本要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しないものを提出した場合

イ プロポーザル参加の要件を満たしていない場合

ウ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の内容が記載されているものを提出した場合

- エ 見積金額が業務委託費の上限額を超える場合
- オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- カ 選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他本要領に違反する行為があった場合

(3) 仕様書等の目的以外使用の禁止

仕様書及びこれに附属する書類は、参加表明書及び企画提案書の作成目的以外に使用してはならない。

(4) 経費負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。また、プレゼンテーションの費用についても同様とする。

(5) 予算成立

本公募は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の減額または否決があった場合は、本公募の執行は停止（または契約を締結しない）等の措置を行うものとする。なお、その場合に伴う損害の補償は行わない。

1 1 応募及び問合せ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課救急・災害医療対策室

電 話 088-621-2732

ファクシミリ 088-621-2898

メールアドレス iryouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp